

【1】法人の不正行為による第二次納税義務が改正(p.6)

法人が財産を散逸させて廃業する等により、納税義務を免れようとする事案では、税務調査や滞納処分を行う段階で既に財産が残存せず、滞納となった国税の徴収が困難となってしまっています。また、代表者自ら不正行為を行っていた場合でも代表者に追及できないことへの対応も課題となっています。そこで、令和6年度税制改正により、法人が不正行為によって国税を免れた場合、法人を支配する役員等に対しても第二次納税義務を課すことになりました。この改正は令和7年1月1日以降に適用されます。

対象となる法人は、株式会社、合資会社、合同会社です。これらの法人が不正行為により国税を免れた場合、不正を行った役員等に対して第二次納税義務が課されます。本措置の対象となる国税は、「偽りその他不正の行為により免れ、又は、還付を受けた国税」のほか、こういった本税に付随する付帯税についても対象となります。なお、第二次納税義務は、次の二つのいずれか低い額を限度として課せられます。①その偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税の額 ②その偽りその他不正の行為があった時以後に、「その特定役

員等が移転を受けた財産」及び「その特定役員等が移転した財産（通常取引として移転をしたものを除く。）」の価額

【2】改正後の相続時精算課税(p.7)

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母などから、18歳以上の子又は孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。令和6年1月1日以後、相続時精算課税にも基礎控除額110万円が設けられました。改正前に相続時精算課税制度を選択した方も基礎控除の適用があります。節税の効果が高く、使い勝手も良くなっています。

【例】贈与者・父、受贈者・子（父以外に贈与者はいないものとする）

令和6年5月に2,300万円、令和7年5月に1,000万円、令和8年5月に100万円を贈与した場合

令和6年5月：相続時精算課税の特別控除2,500万円以下のため贈与税0円 相続時精算課税の繰越特別控除2,500万円-(2,300万円-110万円)=310万円

令和7年5月：贈与税(1,000万円-110万円-310万円)×20%=116万円

令和8年5月：基礎控除110万円以内のため贈与税0円

【3】自己都合退職者が増加！？改正雇用保険法(p.10)

令和6年5月10日に成立した雇用保険法の骨子は「労働移動を促す内容の段階的实施」であり、労働者の方や中小企業担当者にとっては要注意の内容になっています。今後に備えて今のうちに確認しておきましょう。

注意点【1】給付制限期間短縮&解除:令和7年4月1日以降は自己都合による退職者の給付制限期間が2ヵ月から1ヵ月に短縮され、さらに自ら教育訓練を行った場合は給付制限すべてが解除になることが決定しました。これにより令和7年4月以降は自己都合による退職者が増加されると噂されています。企業側は人材を失わないように注意が必要です。

注意点【2】教育訓練休暇取得時の給付金創設:令和7年10月以降、教育訓練への参加に専念するために休暇を取得した場合、賃金の一定割合が支給される教育訓練休暇給付金が創設されます。これは「在職している従業員が仕事を休んで訓練を受け、その間の給与がないお休み期間中に雇用保険からお金が出る」と思われる内容ですので、会社側としてはかなり影響が大きいものと考えます。今後の追加情報にお気を付けください。

注意点【3】雇用保険対象者が週10時間以上に:雇用保険の対象時間が令和10年10日から「週20時間以上」から「週10時間以上」になります。これにより会社の雇用保険料負担はもとより、雇用保険の取得と喪失、育児休業給付に関する手間などが増大すると思われます。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》